

第26回
青森県景観形成審議会
議事録

平成31年2月26日(火)

日 時：平成31年2月26日（火） 午後2時00分から

場 所：青森県庁西棟8階中会議室

出席者：委員 河村 信治
委員 木村 光徳
委員 工藤 雅世
委員 工藤 真人
委員 坂本 公勇
委員 佐藤 光輝
委員 篠崎 幸恵
委員 横浜 力

以上8名出席

議 事 屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定について

【事務局】

ただ今から第26回青森県景観形成審議会を開催いたします。開催に当たりまして、青森県県土整備部都市計画課長の岡前より挨拶を申し上げます。

【岡前都市計画課長】

皆さん、お疲れ様でございます。開会にあたりまして私、岡前から一言ご挨拶させていただきます。本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には青森県景観形成審議会の委員就任を快くお引き受けいただき、心よりお礼申し上げます。

申し上げるまでもなく、本県には豊かで優れた自然、先人から受け継いだ歴史や文化遺産など素晴らしい景観が多数ございます。これらを次世代に引き継いでいくため、良好な景観の保全に努めることが私共の責務であると感じております。また、その一方で、青森県として魅力ある景観の創造にも取り組んでいかなければならないと考えております。そのためには、この景観形成審議会のご意見、皆様のお力が必要であると考えておりますので、よろしくご指導の程お願いいたします。

本日は、昨年6月に委員が改選されてから、初めての審議会となります。案件として禁止区域の変更を審議いただくと共に、来年度以降予定している景観事業などのご報告もさせていただきたいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。本日はよろしくをお願いいたします。

【事務局】

ここで岡前課長は所用のため、退席させていただきます。

今回委員の任期満了に伴う改選によりまして、委員に変動がございましたので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお、お名前及びお席につきましては、五十音順となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

八戸工業高等専門学校 河村信治様でございます。

【河村委員】

よろしく申し上げます。

【事務局】

青森県屋外広告美術業協同組合 木村光徳様でございます。

【木村委員】

よろしく申し上げます。

【事務局】

青森県建築士会 工藤真人様でございます。

【工藤真人委員】

よろしく申し上げます。

【事務局】

公募により委員に就任されました、坂本公勇様でございます。

【坂本委員】

坂本です、よろしく申し上げます。

【事務局】

弘前大学 佐藤光輝様でございます。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしく申し上げます。

【事務局】

色彩デザイナー 篠崎幸恵様でございます。

【篠崎委員】

篠崎でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

青森県議会議員 横浜力様でございます。

【横浜委員】

よろしくお願ひいたします。

【事務局】

また、本日は欠席されておりますが、青森県樹木医会 笠神誠一様、八戸工業大学 宮腰直幸様、弘前大学大学院 村上早紀子様、公募により委員に就任されました、山中恵美子様にご就任いただいております。ただいまご到着されました青森大学 工藤雅世様でございます。委員のご紹介は以上でございます。

本日の出席状況につきましては、委員12名のうち、8名が出席されており、出席者の総数が半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に次第の1、組織会についてです。今回は、委員の改選後、初めての審議会となりますので、改めて会長及び副会長の選任を行うこととなります。それでは、会長と副会長の選任について、説明をさせていただきます。青森県景観形成審議会の会長及び副会長は、青森県附属機関に関する条例第4条によりまして、委員の互選によることとなっております。こちらについては、皆様にお渡しした資料1の裏のページ「5会長等」の(1)にも記載してございます。委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願ひします。

【木村委員】

事務局案はありますか。

【事務局】

事務局案としましては、前会長であります河村委員が再任されておりますので、引き続き、河村委員に会長をお願いしたいと考えております。また、前副会長であります工藤淳子委員が退任されておりますので、副会長につきましては新任となります。

事務局といたしましては、再任していただきました委員のうち県内に在住されている、佐藤委員に副会長をお願いしたいと考えております。委員の皆様はいかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【事務局】

ありがとうございます。

各委員のご賛同を得ましたので、河村委員に会長を、佐藤委員に副会長をお願いしたいと存じますが、河村委員、佐藤委員よろしいでしょうか。

【河村委員、佐藤委員】

はい。

【事務局】

宜しく願います。それでは、会長にご就任いただいた河村委員には会長席の方へ移動をお願いいたします。

早速でございますが、河村会長にご挨拶をお願いいたします。

【河村会長】

皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。引き続き会長を拝命させていただきます、河村でございます。皆さんそうそうたるキャリアをお持ちの方々がお揃いの中で、少し余計な話になるかもしれませんが、私はもともと景観という言葉が地理学や生態学といった方面で学んできて、初めてこういった要請で景観を審議する会に入った時に、言葉の意味の違い、使い方の違いに戸惑ったことを今でも覚えております。景観という言葉は、景観アドバイザーで小学校に行ったりしますと、子供でも景観が良いとか悪いとか言ったりしていますが、ものすごく難しい概念だと考えております。そういう中で一口に良い悪いが判断しづらい中でも、色々な見識をお持ちの皆様のご意見を総合していくと質の高い景観になっていくということを審議会の中で経験させていただいて、そういう意味では皆さんの力をお借りしまして、何とか青森県の質の高い景観ということを実現していくお手伝いが出来たらと思っております。とは言いましても、審議会という中で出来ることというのは限られているかもしれませんが、皆様のご意見を伺うことが、今後色々な場で、それぞれにとっても力になると思っております。どうかよろしく願います。

【事務局】

ありがとうございました。次に、大規模行為部会に属する委員の指名に入らせていただきます。

県景観条例では、大規模な建築物、工作物等の行為は周囲の景観に大きな影響を与えるため、これら大規模行為に関する景観形成の基準を定めています。一定の規模を超える大規模行為について事前届出制とし、この基準に適合しているか審査し、必要な場合は告知または勧告を行います。大規模行為部会が所掌する事務は、景観上重要と判断されるこれら大規模行為に関する知事の告知又は勧告に関し意見を答申することです。

部会の委員の指名についても、資料1の裏のページの「7 大規模行為部会」(2)をご覧ください。それによりますと部会の委員は、会長が指名することとなっております。それでは、会長、指名をよろしく願います。

【河村会長】

それでは、大規模行為部会の委員の指名についてですが、前回委員だった5名のうち2名の方が退任されております。再任は前回委員であった、笠神さん、佐藤さん、宮腰さんには引き続き、委員をお願いしたいと思います。また、退任された工藤淳子さん、椛沢さんに代わって、新たに工藤真人さん、坂本さんをお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【河村委員】

ありがとうございます。笠神さん、宮腰さんにつきましては、本日欠席ですが事務局の方で事前に説明し了承を得ているとのことですので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。大規模行為部会の委員に指名された方々につきましては、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、審議会席図、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4-1、資料4-2、資料4-3を事前に送付させていただいております。お持ちでない資料がございましたら、お知らせください。

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、河村会長にお願いいたします。

【河村会長】

それでは改めまして議長を務めさせていただきます。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

慣例により議事録署名委員2名を指名させていただきます。これについては再任された木村委員と工藤雅世委員をお願いしたいと存じますが、宜しいでしょうか。

【木村委員、工藤雅世委員】

はい。

【河村会長】

それではよろしくお願いいたします。屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定について審議を行いますが、まずこれに事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(「資料1」、「資料2」、「資料3-1」、「資料3-2」により、屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございました。ただいまの説明に対してのご質問ですとかご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

少し硬い話ではありましたが、自動車専用道路が延伸して禁止区域が拡大する範囲についてご確認いただくということでした。

こういう機会ですので、私からもお伺いしたいのですが、道路が延伸するたびに、毎回改正していくということなのでしょうか。

【事務局】

上北自動車道と八戸・久慈自動車道については、路線全体の名称に変えておりますので、まだ開通していない部分も含まれており、今後道路が延伸した場合には改正の必要はありません。国道280号については、地名地番を指定しておりますので、今後延伸することがあれば、再度審議会に諮ることとなります。

【河村会長】

ありがとうございました。それでは、屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定につきまして、ただいま事務局より諮問された原案でよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【河村会長】

では、取り計らいいただいたということで、審議に関しては以上になります。

それでは、次に、「事務局からの情報提供」について、引き続き事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「資料4-1」、「資料4-2」、「資料4-3」について説明 省略)

【河村会長】

はい、ありがとうございます。ご説明いただいた内容について振り返っていただいて、ご意見やご感想でも構いませんので、何かございましたらお願いします。はい、木村委員どうぞ。

【木村委員】

資料4-2について、屋外広告物条例の規則改正の時期は決まっているのでしょうか。

【事務局】

議案にありました告示の改正と併せて改正を行いたいと思っていたところですが、文言の修正について総務学事課と協議中であり、パブリックコメントを実施した後に規則の改正を行いたいと思っておりますので、4月にずれ込む可能性が高くなってきております。

【木村委員】

わかりました。

【河村会長】

よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

【工藤雅世委員】

情報提供に関しまして、3つの情報をご提供くださりましてありがとうございます。私、専門が観光学及び観光社会学でございますので、今の情報提供は大変興味深く、心動かしながら伺っておりました。ありがとうございます。感想とご質問がございます。

まず感想でございます。先日たまたま、私がこれまで雑誌などに書いた記事を見てお

りましたが、青森地域社会研究所の機関誌「れぢおん青森」1996年11月号掲載の私の連載記事に、「青森県の景観を美しくすることが必要である、住んでいる我々が心豊かに毎日を生きる、暮らす上でも風景及び景観を美しくすることは大切である」という趣旨のことを書きました。それから22年経って審議会でこういったお話を伺って大変感慨深く思っております。

次にご質問でございます。情報提供2つ目の中に景観観光という言葉がございますが、通常私たちが解釈すると、景観観光という表現がありますと景観を観光対象とした観光という風に学問上は解釈いたします。そういう意味でよろしゅうございますか。それとも、この資料の中にある良好な景観形成が観光に結び付くという意味での景観観光と、四字熟語にしたということでございますでしょうか。

【事務局】

実は、四字熟語にはしてなくて、景観と観光の間に「・」が入っております。今、委員がおっしゃっていた後者の意味でもともと書いてはいるのですが、前者の意味もございます。後者の方の意味は、景観を良くして観光地に更に人の賑わいを、というような意味があるのも事実ですが、景観を観光対象にというのは、資料には書ききれていないですが、国の方で景観の良いところを観光に活用していこうというビジョンを打ち出しておりまして、景観計画を策定して良い景観を形成しているところに人を呼び込むと。十和田湖ですと、もともと良い景観でそこをさらに良くしようという話ではなくて、我々が狙っているのは、十和田湖のように美しい景観を持っているところだけではなくて、地域の中には景観の素材があるとは思いますが、まだ磨かれていなくて観光地になっていないようなところもあると思います。例えば、古民家があったりするのに、まだそこまでいってないというような市町村も実際あるのですが、景観計画を策定して、良い景観を作って、今まで観光地になっていなかったところに観光客に来てもらえるようにするという国でも言っておりますし、我々も同様に目指していきます。委員から説明があったように両者に当てはまるということになります。

【工藤雅世委員】

大変素晴らしい試みだと思います。私はイギリスへも調査で伺っておりますが、同じナショナルパークでも湖水地方は、ナショナルトラストが管理しています。車はまったく入れない地域もございます。おっしゃったことが成功して良い方向に向くよう願っております。

【事務局】

どうもありがとうございました。今ナショナルパークの話も出たので、ついでにですが、海外のナショナルパークを目指して、我々というより環境省、国の方で日本の国立公園を世界のナショナルパークのようというふうなことで、国立公園満喫プロジェクトというのに十和田湖が選ばれてやっておりますので、我々も一緒になって景観形成に努めるように頑張っていきたいと思っております。

【工藤雅世委員】

私のゼミで来年度、これまでの取り組みを継承しつつ、どうあれば美しい景観と言え

るのかということをお青森市内を対象に調査させていただきたくて予定しております。こちら側の情報提供でございました。ありがとうございました。

【河村会長】

情報提供含めありがとうございました。他に皆さんからご質問、ご意見等ございましたか。フリーディスカッションで結構ですので、時間は限られてはおりますが、ご意見をそれぞれからいただくとありがたいです。

【坂本委員】

私は今回、委員の公募に手を挙げたのですが、以前2002年に県で景観の勉強会を開くということで3年受けまして、その卒業生で小さいながら年に1、2回集まって勉強するのですが、景観賞を受賞したところをまわったりしています。それから、当時我々のグループがやったのは、各市町村で良しとした景観の良い所をチェックしましょうということで、県内できるだけまわりましたと、全部はまわれませんでしたけど、見ました。ただ、景観の良い所も年数が経つと、例えば自然の樹木は大きく伸びるし、そういう意味では景観の管理というのは自然を相手に非常に難しいなというのが実際でした。最近ですと、奥入瀬溪流とかでも観光のためにお金をかけて人を呼んで美しい景観を見てほしいというので進んでいると思いますが、逆に自然を壊しているとも言われている、その辺がなかなか、景観頑張りましょうというだけで進まないようなもどかしさがあると思うので、その辺、委員さんに問題提起したいと思っています。自分達のように勉強して、景色がいいなというのはわかるんですけども、そこに統一性のある建物を建てても、逆にそれが自然を壊すというようなことで、自分の中にもどかしさが残っているの、この機会に皆さんのご意見を伺いたいと思います。長くなりましたが以上です。

【河村会長】

はい、ありがとうございます。今の坂本委員へのお答えでもいいですし、また別の質問でも結構ですが、ございませんか。

先ほど、工藤雅世委員から景観・観光というお話がありましたけれども、最近観光の方なんかでもよく言われますのは、良いものがあれば人が来るという話でもなく、どういう風に活かして活用して、それを魅力にしていくのか、ここの資料にもありますが、インバウンド対策と色々言われてはいますけれど、インバウンドと一口に言っても、青森に来られる旅行者の目もアジアからの旅行者の目もどんどん洗練されてきていることもあるだろうし、一頃国内でも言われたように、ただ消費するだけのツアーだったら陳腐化してしまうでしょうし、これから景観を活かしながら質の高い観光もできるように、付加価値の高い、意識の高いツーリストに来ていただくということに対しての、何か議論というのは、これに絡めて色々な方から意見を聞くとか、何か書かれているのでしょうか。

【事務局】

休屋の話になるのですが、先ほどの事業の中で、県と環境省と十和田市と連携でやっているという話をしましたが、それぞれ役割がありまして、環境省はナショナルトラス

トというような形で保全をしっかりとしていかなければならない、我々は景観を意識していく、十和田市は観光部局が入ってやっております、それを活用してどう観光になげっていくかということ十和田市が中心になって考えております。先ほど住民の方々と一緒に議論していますという話がありましたが、これに関しては県がメインというより十和田市の観光部局がメインになって、休屋地区をどうやって観光も含めて活性化させていこうかということ議論しておりますので、県の事業でやっているというのは言い過ぎですが、同じ仲間の取組の中で議論してございます。

【河村会長】

はい、ありがとうございます。もっと議論を活発にさせていかないと、青森はこれだけいいものを持っていて、自分自身に対して言わなければいけないのですが、もったいないなど。草の根的なところから逆に良いソフトが力のある資本を活かして面白いことをやっているとぼーっとしてはいけないなど痛感させられるところです。

他にご意見はありますか。

【工藤真人委員】

私は青森市に住んでいるので、以前、青森の浅虫温泉を活性化させようと県と商工会議所、地域住民とが話し合っ、少しまとまったかに見えたのですが、県と商工会議所が手を引いたら、その温度がサッと引いてしまったということがありました。十和田市のまちづくりに関しては、どういった方が関わるのでしょうか。

【事務局】

今お話があったように、浅虫の事例は存じ上げないのですが、よく役所の事業が切れて手を引いたらサッと引いてしまうという事例はよくありますし、我々もこの事業に関して、それを懸念しております、まず、今いるメンバーでございますが、国、県、市が入っております。その他に地元の休屋地区の住民の方々、有識者を含めたこのエリアの検討会というようなことをやっております、一番メインになっているのは地元の住民の方々になります。今後おそらくメインになってくるであろうというのは、休屋地区の管理をしている国立公園協会や来年度からは十和田市で DMO が立ち上がるという話がある中で、そういうところと連携してやっていかなければならないなと思っております、今年度はまだ不足なのですが、今のようなことを懸念されるので、そうならないように、まちづくりの手法であるエリアマネジメントについても実施方針を作成していきます。エリアマネジメントとは、このエリアの地域住民の方々、まちづくりでいうとまちづくり会社みたいのところとか、観光でいうと DMO みたいのところとか、そういうようなところがしっかりと 1 回ぼっきりやって終わりということではなくて、継続していける、要するに、県等がいなくなっても継続していけるような仕組みについてもしっかり検討して提言していきたいと思っております。今はまだ準備不足でございますが、来年、再来年の事業を通して、今懸念のあったようなことがないように検討するよう頑張っております。

【河村会長】

ありがとうございます。どんどんテーマが景観からさらに観光、まちづくりといった

話に移って行って、ある意味、皆さん関心があることでございますので、他にはありませんか。

【篠崎委員】

色彩のことにに関して、興味深く事例を見ていく中で、この事例を伺ったとき浮かんだのが、九州の由布院の事例なんですね。湯布院はこじんまりとした温泉地のいい風情のところ、海外からの観光客も来られますので、外からの事業者が観光客をターゲットに、物を売るために、まちなみの中に目立つ建物や看板を立てて、すごく景観が荒れてしまった。それを何とかしたいということで、地元の方が奔走されるというお話を伺ったのです。観光客の方に来ていただくということは、経済効果として非常に良い一方で、先ほど話にあったように、景観を良くするということの最終目標と言いますか、地元の方達が誇りに思う、「目立つ方が売れる」という勘違い、そういうことではなくて、本当にいいなと思わせるような地元ならではのデザインを使うとか、じっくり考えて進めてほしいと少し心配しているところです。空き家対策に関してもそうなんですけれども、具体的にガイドライン作成中とありますが、絵に描いた餅的なガイドラインが沢山ありますので、そのあたりもぜひ実行力のあるものが形になるといいなと思っておりますので、期待しております。

【河村会長】

ご意見ありがとうございます。まだ発言されていない方も折角ですので、よろしいですか。

【工藤雅世委員】

会長からのお話、工藤様のお話、篠崎様のご発言を伺いまして3つのことを考えました。1つ目は、マーケティングが必要ということでございます。良いものがあるからといって人様がいらっしゃるわけではないというのは全くその通りでございます、きちんとしたマーケティングをする必要があると考えております。2つ目はデマーケティングという手法の重要性でございます。ただいまの由布院のお話、私も湯布院に何度も行って取材をさせていただいておりますけれども、大変な状況になっております。今のご発言、私も全く賛同するわけですが、そこで必要なのは、デマーケティングという手法だと存じます。マーケティングにデが付いていますが、持続可能な観光のためのマーケティング手法でございます。3つ目は、工藤様のご発言を伺ってのことでございますが、その地域に住んでいる方及び関係人口、住んでいる方ではないのですが、その地域を強く意識したり、気持ちを向けていたりという方達を関係人口と言いますが、そういう方々の意志・行動が非常に大切だと考えております。例えば、情報提供資料に掲載されている伊勢市のおはらい町はその典型例ですね。それから滋賀県長浜市、他にも色々ありますけれども、そこが今は、場合によってはマイナス面も住んでいる方にはあるかもしれませんが、大変多くのゲストがいらっしゃる地域になりました。大きな組織とか自治体を含めた政府が動き出す前に、地域に住んでいる方々及び関係人口に相当する方々が、まずは考え始め、動き始め、色々な提言を政府機関にしていくというところが、世界的に見ても、うまくいっている魅力ある観光地にもなっています。先ほど挙げまし

たイギリスの国立公園の湖水地方ですけれども、ここなども先ほど申し上げたナショナルトラストを始め、国が動く前に志ある方が動いた地域、またその方たちに賛同する人達が動いた地域です。そういうことというのは強いなと思って、そのためにはどうしたらいいのか、私たちが考える必要があるなと思っております。お三方のご発言、大変刺激になりました。ありがとうございます。

【河村会長】

はい、ありがとうございました。沢山大事なキーワードが出てきたと思います。よければそろそろよろしいでしょうか。それでは皆さん、長時間ご議論ありがとうございました。これで、議論の方は終了ということで進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

委員の皆様方には、長時間にわたりご検討いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第26回青森県景観形成審議会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。